

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成25年11月15日

神奈川県監査委員 真島 審 一
 同 高岡 香
 同 長峯 徳 積
 同 竹内 英 明
 同 平本 さとし

1 措置の対象となった監査の結果

平成25年7月30日（神奈川県公報定期第2502号）神奈川県監査委員公表第11号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所17箇所中3箇所

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<教育委員会>

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立金沢文庫	平成25年4月5日（平成25年3月1日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、エレベータ非常予備電源装置内部バッテリー交換工事に係る履行確認が不十分であったため、27,300円を過大に支払っていた。	不適切事項については、契約内容の確認が不十分であったことによるものであり、過大に支払った代金は、平成25年3月11日に相手方から戻入が行われている。 今後は、このようなことがないように、契約内容を十分に把握するとともに、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜緑園総合高等学校	平成25年1月16日（平成24年12月6日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、工作物の管理に当たり、教育財産の管理等に関する規程で定める教育財産台帳の補正が行われていないものがあつた。	不適切事項については、財産の現状確認不足によるものであり、平成24年12月10日に教育財産台帳の補正を行った。 今後は、このようなことがないように、現状の確認体制を強化するとともに、教育財産の管理に関する規程等の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立川崎北高等学校	平成25年2月21日（平成24年12月18日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。 1 電柱に共架された防	不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。 1 目的外使用許可の手續漏れについては、財産の現状確認不足によるものであり、設置者からの目的外使用許可申

		<p>犯灯4件について、教育財産の管理等に関する規程で定める目的外使用の許可を行っていませんでした。</p> <p>2 工作物の管理に当たり、教育財産の管理等に関する規程で定める教育財産台帳の補正が行われていないものがあった。</p>	<p>請を受け、平成25年1月17日及び25日に目的外使用許可を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、現状の確認体制を強化するとともに、教育財産の管理に関する規程等の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工作物の管理については、教育財産の管理等に関する規程の理解が不十分であったことによるものであり、平成24年12月18日に教育財産台帳の補正を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、工作物の管理に係る関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	---	---